

# 介護保険料が変わります

問い合わせ 介護保険課 ☎229-3149 FAX229-3334

## 平成24年度からの介護保険料

65歳以上の人介護保険料は3年ごとに見直しが行われ、平成24年度からは下表のとおり11段階となります。

また、今年度の納入通知書（保険料額決定通知書）を7月に送付します。介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。安心してサービスを利用できるようご理解をお願いします。

### 介護保険料（平成24～26年度）

所得段階	所得等の条件	算定式 (基準額は第6段階)	年額保険料
第1段階	生活保護を受給している人 または、本人と世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人	基準額×0.48	32,770円
第2段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.48	32,770円
第3段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.73	49,840円
第4段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、第2段階・第3段階以外の人	基準額×0.75	51,210円
第5段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.87	59,400円
第6段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、第5段階以外の人	基準額×1.00	68,280円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円未満の人	基準額×1.25	85,350円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上、250万円未満の人	基準額×1.50	102,420円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が250万円以上、500万円未満の人	基準額×1.70	116,070円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上、750万円未満の人	基準額×1.85	126,310円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が750万円以上の人	基準額×2.00	136,560円

## 介護保険料「特別徴収」仮徴収額を見直し

4・6・8月納期の保険料額は、原則、前年度2月の徴収額、または前年度中に適用された所得段階別の保険料額を基準とした仮徴収額になりますが、収入の変動や介護保険料の改定により、下記に示す「従来の方法」のように、仮徴収額と本徴収額の保険料に大きな差が生じてしまうことがあります。

そこで、保険料額が年間を通じてできるだけ均等な額になるように、「今回の方法」のとおり、8月の特別徴収額を調整し、納付額の平準化を図ります。このため「平成24年度納入通知書」の本年度8月の保険料額が、既に通知している額と異なる場合は、「平準化」によるものです。今年度決定した保険料の年額が変わるものではありませんので、ご理解をお願いします。

**例**  
所得段階・保険料年額  
平成23年度 第5段階 55,990円  
平成24年度 第6段階 68,280円  
に該当する人の場合

（収入の変動などにより、仮徴収額と本徴収額に差がある人の例です。）

※5月以降に確定申告を行った場合など、8月以降の納付額が均等にならないことがあります。ご了承ください。

■従来の方法（8月の特別徴収額を調整しない方法）

年度	仮徴収額			本徴収額			年額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平成23年度	11,900	11,900	11,900	6,890	6,700	6,700	55,990
平成24年度	6,700	6,700	6,700	16,180	16,000	16,000	68,280

■今回の方法（8月の特別徴収額を調整する方法）

年度	仮徴収額			本徴収額			年額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平成23年度	11,900	11,900	11,900	6,890	6,700	6,700	55,990
平成24年度	6,700	6,700	13,700	13,780	13,700	13,700	68,280

**8月以降の保険料額の計算は** {年額68,280円 - (4月分6,700円 + 6月分6,700円)} ÷ 4 = 13,700円  
※100円未満の端数は10月にまともめます。